

(補足説明資料)

要配慮個人情報の取得について

1 趣旨

松本市議会個人情報保護条例（令和5年条例第25号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する要配慮個人情報（犯罪の経歴）を取得する可能性がある事務を執行するため、条例第50条第1項第2号の規定により諮問するものです。

2 要配慮個人情報を取得する可能性がある事務

- (1) 選挙管理委員及び同補充員の選挙に当たっての候補者の資格審査
- (2) 叙位・叙勲の上申に当たっての受章候補者に係る刑罰等調書の作成

3 選挙管理委員及び同補充員の選挙に当たっての候補者の資格審査について

(1) 選挙管理委員及び同補充員

ア 定員

(ア) 委員 4人（地方自治法（昭和22年法律第67号）第181条第2項）

(イ) 補充員 委員と同数（同法第182条第2項）

イ 任期

4年（同法第183条第1項）

※ 現任期 令和2年1月1日～令和5年12月31日

ウ 選挙方法

(ア) 選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、議会において選挙（同法第182条第1項）

(イ) 議会は、当該選挙を行う場合においては、同時に、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、委員と同数の補充員を選挙（同条第2項）

(ウ) 松本市議会では従来から、「各会派からの推薦に基づき、候補者を議会運営委員会で内定し、本会議で指名推選により選挙」する取扱いとしており、令和5年9月22日の議会運営委員会において、今回も従来の取扱いにより選挙を行うことを決定

(2) 資格審査

ア 「法律の定めるところにより行われる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。」（同法第182条第4項）とされていることから、選挙管理委員及び同補充員の内定に当たり、選挙管理委員及び同補充員の候補者について、同項に係る資格審査を行うものです。

イ 具体的には、地方検察庁から送付される既決犯罪通知書により本籍人の犯罪人名簿を整備している本籍地の市町村長に上記刑罰の有無を照会します。

ウ この資格審査の過程において、選挙管理委員及び同補充員候補者の犯罪の経歴を収集する可能性があるものです。

4 叙位・叙勲の上申に当たっての受章候補者に係る刑罰等調書の作成について

(1) 叙位・叙勲

ア 叙勲とは、地方自治の育成発展に貢献し、功績顕著な者で、かつ、推薦基準を満たし、叙勲されるにふさわしいと認められる者に、勲章を授与するもの。議会関係では、春秋叙勲、高齢者叙勲及び死亡叙勲があります。

イ 叙位とは、地方自治の育成発展に貢献し、功績顕著な者で、かつ、推薦基準を満たし、叙位されるにふさわしいと認められる者が死亡した際に、生涯の功績を称え追悼の意を表すために、当該死没者に位階を授与するもの

(2) 受章者決定手続き

対象者については、議会から市町村長を通じて都道府県知事に上申します（知事は総務大臣に推薦し、総務大臣が内閣総理大臣に推薦します。）。

(3) 刑罰等調書の作成

ア 栄典は、その受章者が国民から広く祝福されるべきもので、過去に行った行為や置かれた社会的立場など、その者に関する全般にわたり他から非難されるべきものであってはならないことから、長野県知事への上申に際しては、刑罰等調書の提出が求められています（別紙1）。

イ 刑罰等調書には、当該受章候補者に係る次の事項の記載が求められます。

(ア) 刑罰の有無

(イ) 破産宣告又は破産手続き開始決定の有無

ウ 上記イの刑罰等調書の作成に際し、本籍人の犯罪人名簿及び破産者名簿を整備している本籍地の市町村長に上記刑罰及び破産宣告又は破産手続き開始決定の有無を照会するものです。

エ この刑罰等調書作成の過程において、受章候補者の犯罪の経歴を収集する可能性があります。

5 犯罪の経歴に係る条例の規定について

(1) 犯罪の経歴は、条例第2条第3項により要配慮個人情報に該当します。

(2) 条例第7条第3項の規定により、議会は、次のいずれかに該当する場合を除き、要配慮個人情報を取得できません。

ア 法令の定めがあるとき。

イ 議会の会議における審議のために執行機関等から取得するとき。

ウ 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該情報が欠くことができないものであると認められるとき。

(3) 本件はいずれも上記(2)ウに該当するものとして、例外的に要配慮個人情報を取得しようとする（取得する可能性がある）ものです。

ア 選挙管理委員及び同補充員の選挙に当たっての候補者の資格審査については、地方自治法第182条第4項の規定により資格要件として規定されていることから、当該選挙の「事務の目的を達成するために当該情報が欠くことができないものであると認められる」と判断します。

イ 叙位・叙勲の上申に当たっての受章候補者に係る刑罰等調書の作成については、

叙位・叙勲の上申の必要書類とされていることから、当該上申の「事務の目的を達成するために当該情報が欠くことができないものであると認められる」と判断します。

- (4) なお、上記(2)ウによる要配慮個人情報の取得に当たっては、条例第50条第1項第2号が松本市個人情報保護制度審議会に諮問することができることと規定していることから、要配慮個人情報取得の可能性がある本件事務について、あらかじめ諮問するものです。

6 本人の同意及び安全管理措置

(1) 本人の同意

本件事務の執行に当たっては、本人に、個人情報の利用目的を明示した上で、議会が要配慮個人情報を取得する可能性があることを、説明し、同意をいただきます。

(2) 安全管理措置

ア 松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号。以下「施行規程」という。）第5条第2号の規定により松本市議会個人情報取扱事務登録簿を別紙2のとおり作成しました。

イ 本件により要配慮個人情報を取得した場合は、施行規程第5条第3号に規定する個人情報保護委員会事務対応ガイドに準じ、閲覧できる職員を限定した上で管理します。

7 その他

(1) 本人取得の原則との関係

ア 条例第7条第2項の規定により、議会は、個人情報を取得するときは本人からの取得が原則となっています。

イ 本件は、本籍地の市町村長に照会することについて、本人同意をいただくことから、同項第3号の規定による取得となり、許容されるものと判断します。

(2) 外部提供との関係（叙位・叙勲の上申）

ア 条例第12条第1項の規定は、保有個人情報の目的外利用と外部提供を禁じています。

イ 叙位・叙勲の上申は、保有個人情報を市長を通じて県知事に上申するものですが、このことについて本人同意をいただくことから、同条第2項第1号の規定による外部提供となり、許容されるものと判断します。

【参 考】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、四人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

4 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

第183条 選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

○松本市議会個人情報保護条例（令和5年条例第25号）

（定義）

第2条

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（適正な取得等）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 議会は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(3) 本人の同意があるとき。

3 議会は、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令の定めがあるとき。

(2) 議会の会議における審議のために執行機関等から取得するとき。

(3) 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該情報が欠くことができないものであると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(審議会への諮問等)

第50条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号。第3項において「執行機関条例」という。）第4条第1項に規定する松本市個人情報保護制度審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

(2) 第7条第2項第8号又は第3項第3号の規定により個人情報を取得しようとする場合

○松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号）

(保有個人情報及び仮名加工情報に係る安全管理措置)

第5条 条例第9条第1項及び第15条第2項の規定により議長が講ずる措置は、次に掲げる細則によるものとする。

(2) 安全管理措置執行責任者は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下この号において「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、個人情報取扱事務ごとに松本市議会個人情報取扱事務登録簿（様式第1号）を作成し、保有個人情報の把握と安全管理措置の徹底を図るものとする。

(3) 安全管理措置執行責任者は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）令和4年1月個人情報保護委員会（第8条第2号において「個人情報保護委員会ガイドライン」という。）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）令和4年2月個人情報保護委員会事務局（第8条第2号において「個人情報保護委員会事務対応ガイド」という。）に準じた安全管理措置を講ずるものとする。

3 市町村第 39 号
令和 3 年(2021 年) 4 月 13 日

市町村栄典事務担当課長 様

長野県企画振興部市町村課長

地方自治功労に係る叙位・叙勲申請事務の的確な実施について（通知）

栄典事務については、平素よりの的確な実施に努めていただいているところですが、総務省から別添のとおり注意喚起の通知がありました。

つきましては、下記事項に留意の上、事務処理に遺漏のないよう、一層の御配慮をお願いいたします。

記

1 候補者情報の把握について

- (1) 叙位及び死亡叙勲は、死亡日から起算し、30 日以内の閣議に付すため、非常に短期間での対応となります。(別紙)【長野県版】の 3 及び 4 を確認し、潜在候補者名簿の整備及び死亡情報伝達体制の構築に努めてください。

特に、近年、潜在候補者名簿の不備等による上申遅延事案が相次いだことから、潜在候補者名簿の整備を徹底してください。

- (2) 高齢者叙勲は、候補者名簿により推薦期限を確認し、遅延することのないよう早めに準備を始めてください。
- (3) 生存者叙勲で推薦後、発令前に候補者が死亡した場合は、死亡叙勲への切換えとなります。推薦中の候補者の状況に注意してください。
- (4) 受章環境上問題となる事象は、事前協議が必要です。推薦の際には、協議事象の有無を十分確認してください。

また、推薦後に事前協議事象を把握した場合は速やかに報告してください。

2 その他

栄典事務は、平成 22 年 5 月 14 日付け 22 市町村第 165 号で配付した「叙位・叙勲事務マニュアル（市町村職員用）[最終改正：令和 2 年 10 月]」により、確実に行ってください。

担 当	市町村課行政係 (課長)岩下 秀樹 (係長)田中 英児 (担当)黒寄 宗宏 塩入 苗都未
電 話	直通 026-235-7062 代表 026-232-0111(内線 2122)
ファクシミリ	026-232-2557
電子メール	s-gyosei@pref.nagano.lg.jp



<地方自治功労における>

叙位・叙勲事務マニュアル

市町村職員用

平成22年5月

(最終改正:令和2年10月)

長野県企画振興部市町村課

(直通電話 026-235-7062)

別記 上申書類作成要領

(1) 提出書類一覧 ※「○」…必須書類 「△」…該当者提出 「―」…不要

提出書類	関連頁	春秋叙勲	高齢者叙勲	叙位 死亡叙勲	留意事項	提出部数	
① 上申書(知事あて)	10	○	○	○		1部	
② 功績調書(様式1)	11	○	○	○	両面印刷で提出すること	各5部 ただし、叙位と死亡叙勲を同時に上申する場合は各6部提出 <内 訳> 賞勲局 1 総務省 1 県人事課 1 市町村課 1 地域振興局 1	
③ 履歴書(様式2)	12	○	○	○	両面印刷で提出すること		
④ 刑罰等調書(様式3)	16	○	○	○	栄典用の様式で作成すること		
⑤ 戸籍抄本	10	○	○	○	B5サイズの場合は、A4白紙に貼付すること (裏面に証明がある場合は、上辺部のみを貼付する) 氏名変更している場合は、旧氏名及び改氏名年月日の確認 できる書類を添付すること 死亡の場合は除籍日が記載された抄本を添付すること		
⑥ 団体の規模及び事業概況等調(様式4)	16	△	△	△	団体の役員歴のある者は添付すること		
⑦ 事業概況等調(様式5)	17	△	△	△	事業経営者(自営含む)、企業役員歴のある者は添付すること		
⑧ 軍歴証明書の写し	6	△	△	△	海軍は証明交付に時間を要するため早めに準備すること		
⑨ 国勢調査人口一覧表	17	△	△	△	首長、助役及び収入役歴がある者は添付すること		
⑩ 市町村変遷	―	△	△	△	市町村合併により旧市町村での功績がある者は添付すること		
⑪ ・消防団団員数調 ・消防団出動状況調	18	△	―	―	消防団歴がある者は添付すること		
⑫ 年度別調停件数表 (裁判所調停委員)	18	△	△	△	裁判所調停委員歴がある者は添付すること		
⑬ 年度別保護件数表(保護司)	18	△	△	△	保護司、歴がある場合は添付すること		
⑭ 年度別取扱件数表 (人権擁護委員)	19	△	△	△	人権擁護委員歴がある場合は添付すること		
⑮ 格付資料	14	△	△	△	市の本庁部長級相当職を務めた者は添付すること		
⑯ 事前協議書	7・19	△	△	△	事前協議事項(7頁)がある者は添付すること		
⑰ 潜在候補者死亡連絡票	20・21	―	―	○	潜在候補者が死亡した場合は、速やかに県市町村課及び地域を所管する地域振興局総務管理課にFAX送信すること		FAX 送信
⑱ 住民票	―	○	○	○	叙位・死亡叙勲の場合は除籍した住民票		1部

※ ①～⑱の順に編冊すること。各調書ともA4判縦、横書き、左とじとするが、提出後に差替えをする場合を考慮して、ホチキス止めはしないこと。

※ 書類の用紙は再生紙100%でも可。ただし、永年保存に耐えられるものを使用すること。

④(様式3)刑罰等調書(栄典用) A4判タテ、ヨコ書

ア 刑罰が「あり」の場合は上申不可

イ 刑罰の有無の文言が一字一句、全て正しく記載のこと。

ウ 平成17年1月1日破産法改正により、様式が変更されたため要注意

刑 罰 等 調 書

氏 名
大正(昭和) ○年○月○日生

「又は」は不可

1 刑罰の有無(道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。)

なし(あり)

「除く」は不可

2 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

なし(あり)

平成17年1月1日破産法改正により、文言改正

上記のとおり相違ありません。

令和○年○月○日

○○市(町村)長 氏 名 印

戸籍と同じ字画で記載

道路交通法違反等の有無は、地方検察庁において証明するので、地方検察庁の証明を基に市町村で本調書を作成する

地方検察庁で証明書の発行に2~3日は要するため早めの照会が必要

⑥(様式4)団体の規模及び事業概況等調 A4判、ヨコ書

ア 在職当時の時点の規模、内容で作成してください。

イ 履歴書に記載した全団体について作成する必要はありません。長期間在職した団体、市町村レベルの理事以上、地区レベルの長などを目安にして作成してください。

団体の規模及び事業概況等調

令和○○年○月○日作成

候補者氏名	○○ ○○		規 模				事業内容	備 考
	団体の名称	法的根拠	会員数	活動範囲	役員構成	年予算額		
○○県○○連合会 (昭和○年○月○日設立)	○○○法 (昭和○年法律第○号)	△団体 (○人)	○○県	会長 長野次郎 副会長 3名 理事 12名 監事 2名 事務局職員 専務理事1名 職員 5名	万円 1,000 (うち県の補助金500万円)	1.△△△△ 2.△△△△ 3.△△△△ 4.△△△△	○○会○○連合会が○○年○月○日に解散し、結成された。 (○年○月○日現在)	
○○土地改良区 (昭和○年○月○日設立)	土地改良法 (昭和24年法律第195号)	○○名	○○市 ○○地区	理事長 甲野太郎 理事 10名 監事 2名 事務局職員 3名	万円 500	1.△△△△ 2.△△△△ 3.△△△△	受益面積 ○○ha 受益戸数 ○○戸 (○年○月○日現在)	

名称は履歴と照合

提出時の年月日記載

代表者は氏名を記載

役員だけでなく、職員数も記載

団体の統合、名称変更、解散など、沿革を記載

受益面積、受益戸数を記載

※候補者の団体歴において他府省庁も含め叙勲の対象となる等の功績が認められる場合(例:候補者に市町村商工会で理事20年かつ会長8年の履歴があり、中小企業庁の上申基準を満たしている、等)は、県担当者に相談してください。

(R02.10)

16
-9-

松本市議会個人情報取扱事務登録簿

登録番号	4
事務の名称	議員人事業務
事務の目的	叙勲上申、慶弔等議会人事のため、議員の履歴等を議員台帳により管理するもの
所掌組織の名称	議会事務局
個人情報の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 仮名加工情報 (個人情報に該当するものに限る。) <input type="checkbox"/> 特定個人情報 (根拠法令名・条項)
個人情報の利用目的	叙勲上申、慶弔、通称利用等議会人事に利用するもの
記録の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書・図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録
個人情報として記録される項目	【基本的事項】 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 () 【生活事項】 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資格 【財産事項】 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 課税・納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 【その他】 <input checked="" type="checkbox"/> 所属政党 <input checked="" type="checkbox"/> 自家用車ナンバー <input checked="" type="checkbox"/> 賞罰
個人情報の対象者の範囲	市議会議員 (市議会議員であった者を含む。)
取得方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 (取得先 松本市長) → <input type="checkbox"/> ①法令 (法令名・条項) <input type="checkbox"/> ②議会審議のための提出 <input checked="" type="checkbox"/> ③本人同意 <input checked="" type="checkbox"/> ④公知の情報) <input type="checkbox"/> ⑤緊急やむを得ない理由 (理由) <input type="checkbox"/> ⑥本人から取得できない事由 (事由) <input checked="" type="checkbox"/> ⑦事務の適正執行 (事由 叙勲上申等) <input type="checkbox"/> ⑧公益上必要かつ本人の権利利益を不当に侵害しない。 (審議会諮問 年 月 日)

要配慮個人情報	<p>【有無】 <input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p> <p>【内容】 <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input checked="" type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>【取得根拠・理由】</p> <p><input type="checkbox"/>法令（条例第7条第3項第1号）（法令名・条項 ）</p> <p><input type="checkbox"/>議会審議のための提出（条例第7条第3項第2号）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>事務の目的達成に欠くことができない（条例第7条第3項第3号）。 （審議会諮問 令和5年10月3日）</p>
経常的な目的外利用	<p>【有無】 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし 【利用主体】（ ）</p> <p>【利用目的】（ ）</p> <p>【区分・根拠】 <input type="checkbox"/>個人情報 → <input type="checkbox"/>条例第12条第1項（法令） （法令名・条項 ）</p> <p><input type="checkbox"/>条例第12条第2項第1号（本人同意・本人への提供）</p> <p><input type="checkbox"/>条例第12条第2項第2号（内部利用） （法令・遂行事務 ）</p> <p><input type="checkbox"/>条例第12条第2項第3号（執行機関等の利用）</p> <p><input type="checkbox"/>条例第12条第2項第4号（統計作成、学術研究等）</p> <p><input type="checkbox"/>特定個人情報（条例第12条第5項） → <input type="checkbox"/>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるとき。</p> <p><input type="checkbox"/>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p>
経常的な外部提供	<p>【有無】 <input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし 【利用主体】（松本市長 ）</p> <p>【利用目的】（叙位・叙勲上申のため。 ）</p> <p>【区分・根拠】 <input type="checkbox"/>個人情報 → <input type="checkbox"/>条例第12条第1項（法令） （法令名・条項 ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>条例第12条第2項第1号（本人同意・本人への提供）</p> <p><input type="checkbox"/>条例第12条第2項第2号（内部利用） （法令・遂行事務 ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>条例第12条第2項第3号（執行機関等の利用）</p> <p><input type="checkbox"/>条例第12条第2項第4号（統計作成、学術研究等）</p> <p><input type="checkbox"/>特定個人情報 → <input type="checkbox"/>番号利用法第19条第 号に該当</p>
開示請求等受理組織	名称・所在地 松本市議会事務局 長野県松本市丸の内3番7号
他法令による開示等手続の有無	<p>開示 <input type="checkbox"/>あり（法令名・条項 ） <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>訂正 <input type="checkbox"/>あり（法令名・条項 ） <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>利用停止 <input type="checkbox"/>あり（法令名・条項 ） <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>
台帳更新履歴	令和5年4月1日作成、同年10月3日更新
審議会報告	令和5年3月29日、令和5年10月25日

松本市議会個人情報取扱事務登録簿

登録番号	12
事務の名称	選挙管理委員及び同補充員の選挙
事務の目的	地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙に必要な事務を行うもの（同条第4項の規定にかかる審査を含む。）
所掌組織の名称	議会事務局
個人情報の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 仮名加工情報（個人情報に該当するものに限る。） <input type="checkbox"/> 特定個人情報（根拠法令名・条項 ）
個人情報の利用目的	地方自治法の趣旨を踏まえ、適法かつ適正な選挙を執行するために利用するもの
記録の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書・図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録
個人情報として記録される項目	【基本的事項】 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 個人識別符号（ ） 【生活事項】 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資格 【財産事項】 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 課税・納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 【その他】 <input checked="" type="checkbox"/> 地方自治法第182条第4項に規定する罪の有無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
個人情報の対象者の範囲	選挙管理委員及び同補充員候補者
取得方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（取得先 本籍地の市町村長 ） → <input type="checkbox"/> ①法令（法令名・条項 ） <input type="checkbox"/> ②議会審議のための提出 <input checked="" type="checkbox"/> ③本人同意 <input type="checkbox"/> ④公知の情報 <input type="checkbox"/> ⑤緊急やむを得ない理由（理由 ） <input type="checkbox"/> ⑥本人から取得できない事由（事由 ） <input type="checkbox"/> ⑦事務の適正執行（事由 ） <input type="checkbox"/> ⑧公益上必要かつ本人の権利利益を不当に侵害しない。 （審議会諮問 年 月 日）

要配慮個人情報	<p>【有無】 <input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p> <p>【内容】 <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input checked="" type="checkbox"/>犯罪の経歴</p> <p><input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>【取得根拠・理由】</p> <p><input type="checkbox"/>法令（条例第7条第3項第1号）（法令名・条項 ）</p> <p><input type="checkbox"/>議会審議のための提出（条例第7条第3項第2号）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>事務の目的達成に欠くことができない（条例第7条第3項第3号）。</p> <p>（審議会諮問 令和5年10月3日）</p>
経常的な目的外利用	<p>【有無】 <input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし 【利用主体】（ ）</p> <p>【利用目的】（ ）</p> <p>【区分・根拠】 <input type="checkbox"/>個人情報</p> <p>→ <input type="checkbox"/>条例第12条第1項（法令） （法令名・条項 ）</p> <p><input type="checkbox"/>条例第12条第2項第1号（本人同意・本人への提供）</p> <p><input type="checkbox"/>条例第12条第2項第2号（内部利用） （法令・遂行事務 ）</p> <p><input type="checkbox"/>条例第12条第2項第3号（執行機関等の利用）</p> <p><input type="checkbox"/>条例第12条第2項第4号（統計作成、学術研究等）</p> <p><input type="checkbox"/>特定個人情報（条例第12条第5項）</p> <p>→ <input type="checkbox"/>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるとき。</p> <p><input type="checkbox"/>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p>
経常的な外部提供	<p>【有無】 <input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし 【利用主体】（松本市選挙管理委員会事務局）</p> <p>【利用目的】（選挙管理委員会開催のため。 ）</p> <p>【区分・根拠】 <input checked="" type="checkbox"/>個人情報</p> <p>→ <input type="checkbox"/>条例第12条第1項（法令） （法令名・条項 ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>条例第12条第2項第1号（本人同意・本人への提供）</p> <p><input type="checkbox"/>条例第12条第2項第2号（内部利用） （法令・遂行事務 ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>条例第12条第2項第3号（執行機関等の利用）</p> <p><input type="checkbox"/>条例第12条第2項第4号（統計作成、学術研究等）</p> <p><input type="checkbox"/>特定個人情報 → <input type="checkbox"/>番号利用法第19条第 号に該当</p>
開示請求等受理組織	名称・所在地 議会事務局 長野県松本市丸の内3番7号
他法令による開示等手続の有無	<p>開示 <input type="checkbox"/>あり（法令名・条項 ） <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>訂正 <input type="checkbox"/>あり（法令名・条項 ） <input checked="" type="checkbox"/>なし</p> <p>利用停止 <input type="checkbox"/>あり（法令名・条項 ） <input checked="" type="checkbox"/>なし</p>
台帳更新履歴	令和5年10月3日作成
審議会報告	令和5年10月25日